


第3次
加東市男女共同参画プラン



2019（平成31）年3月
加東市

はじめに



わが国では、少子高齢化が急速に進展し、人口減少による労働力不足や国民の価値観の多様化など、社会情勢が大きく変化する中、社会の多様性と活力を高め経済を発展していくために、男女共同参画社会の実現が、社会全体で取り組むべき重要課題と位置づけられています。

本市においては、まちのさらなる活性化をめざして、まちの未来を支え、創造するのは「ひと」であり、「ひとづくり」を中心としたまちづくりを進めており、男女共同参画社会の推進をその主要施策の一つとしております。

誰もがその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を目指すため、2009（平成 21）年度に「加東市男女共同参画プラン」を策定し、2014（平成 26）年度には「第 2 次加東市男女共同プラン」として計画を改定し、様々な施策に取り組んでまいりました。

このたび策定する「第 3 次加東市男女共同参画プラン」は、これまでの取組の成果や市民のみなさまの男女共同参画に関する意識、社会情勢の変化等を踏まえて、男女共同参画と女性活躍をさらに推進していくための指針として策定するものです。

しかしながら、アンケート調査結果には、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることが表れ、私たちを取り巻く制度や慣行の中には数多くの課題が存在します。また、女性の活躍を推進するためには、男性の働き方の見直しのほか、育児や介護と仕事を両立できる環境づくり等が求められています。

今後、本計画に基づき、家庭や地域、学校、職場など、あらゆる場において男女共同参画を推進していくため、市民、事業者のみなさまや各種団体、関係機関との協働のもと、各種施策を着実に推進してまいりますので、より一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました市民のみなさまをはじめ、多くの貴重なご意見を賜りました加東市男女共同参画プラン策定委員会委員のみなさまに心からお礼申し上げます。

2019（平成 31）年 3 月

加東市長 安田 正義

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画策定の背景.....	3
3 計画の性格.....	8
4 計画の期間.....	8
第2章 加東市の男女共同参画に関する現状.....	9
1 加東市の男女共同参画の現状.....	10
2 第2次加東市男女共同参画プランの取組.....	18
3 市民の男女共同参画に関する意識と実態.....	30
第3章 計画の基本的な考え方.....	43
1 基本理念.....	44
2 基本目標.....	44
3 施策体系.....	46
第4章 計画の内容.....	49
1 具体的な取組.....	50
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための基盤づくり.....	50
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画.....	57
基本目標Ⅲ お互いを尊重し合い、安心して暮らせる地域づくり.....	67
2 男女共同参画推進に関する指標.....	79
第5章 計画の推進.....	81
1 市の推進体制の確立と率先実行.....	82
2 活動拠点の整備.....	83
3 協働のまちづくりの推進.....	85
参考資料.....	87
1 関連法令.....	88
2 加東市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱.....	102
3 加東市男女共同参画プラン策定委員会委員名簿.....	103
4 第3次加東市男女共同参画プラン策定経過.....	103
5 用語解説.....	104

※説明が必要な言葉には「*」を付けています。参考資料に用語解説を掲載しておりますので、ご参照ください。用語解説は、あいうえお順に掲載しています。

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女共同参画社会基本法」において「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。わが国では、すべての人の機会の平等を保証するため、また、少子高齢化の急速な進展や人口減少が進むなかで、社会の多様性と活力を高め、経済を発展していくために、男女共同参画社会の実現が社会全体で取り組むべき最重要課題に位置付けられています。

誰もが人権や個性を尊重され、年齢や性別にとらわれずにいきいきと能力を発揮できる社会の実現をめざし、国においては1999（平成11）年6月に「男女共同参画社会基本法」に基づいて「男女共同参画基本計画」が策定され、県においては2001（平成13）年に「ひょうご男女共同参画プラン21」が策定されました。本市においても2009（平成21）年に「加東市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた歩みを進めてきました。

2014（平成26）年4月の「第2次加東市男女共同参画プラン」の策定以降、国においては2015（平成27）年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）*を施行し、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画*の策定を義務付けました（常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主については努力義務とする）。そして、同年12月に策定された「第4次男女共同参画基本計画」では、2020年度までに指導的地位*に占める女性の割合を少なくとも30%程度にするという目標（以下「30%目標」という。）が再確認され、実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）*の推進等、男女共同参画社会としてめざすべき社会の将来像が示されました。一方、県においては2016（平成28）年に第3次兵庫県男女共同参画計画である「ひょうご男女いきいきプラン2020」が策定されました。

このように、男女共同参画社会の実現に向けた取組が、国・県はもとより、市町村においても継続的に推進されてきました。平成30年度版「男女共同参画白書」によると、2017（平成29）年度のわが国の就業者数は女性2,859万人、男性3,672万人となっており、2013（平成25）年以降女性の就業率は増加しています。しかし、管理的職業従事者*に占める女性の割合は13.2%と低い割合となっており、国が掲げる30%目標の達成に向けては一層の努力が必要となっています。また、世界経済フォーラムによる男女間の格差を測る指標であるジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index: GGI）*の、2017（平成29）年におけるわが国の順位は144か国中114位と低く、国際的に見ても男女共同参画社会の実現が大きな課題となっている現状が見てとれます。

男女共同参画をめぐるこのような現状を踏まえ、本市でも引き続きすべての市民にとって住みやすいまちの実現に向けて男女共同参画意識の啓発や協働のまちづくりを推進していくために、「第3次加東市男女共同参画プラン」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国際連合（以下「国連」という。）は1975（昭和50）年の国際婦人年世界会議にて「世界行動計画」を採択、当年を「国際婦人年」とし、翌年から1985（昭和60）年までを「国連婦人の10年」と定め、女性の人権擁護と男女平等の実現のための国際的な行動を進めてきました。

1995（平成7）年の第4回世界女性会議（北京会議）では女性の人権がクローズアップされ、女性に対する暴力、メディア*、健康、意思決定、貧困等、12の問題項目からなる宣言及び行動綱領が採択されました。2000（平成12）年の「女性2000年会議」では、「北京行動綱領」の目標達成への決意を再確認する「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ」が採択されました。2005（平成17）年の第49回国連婦人の地位委員会（北京+10）では、「北京宣言」と「世界女性行動綱領」が再確認され、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取組を各国政府に求める「政治宣言」が採択されました。さらに、2010（平成22）年の第54回国連婦人の地位委員会では、「北京宣言及び行動綱領」と「女性2000年会議」の「成果文書」の実施状況の評価が主要テーマとなりました。

2012（平成24）年にはジェンダー*平等と女性のエンパワーメント*（潜在的能力の開発）のための国連機関（UN Women）が発足し、「女性のリーダーシップと参画の拡大」「女性の経済的エンパワーメント及び機会の増進」「女性と女兒に対する暴力の予防及びサービスへのアクセス拡大」「平和・安全・人道的対応における女性のリーダーシップの拡大」「あらゆるレベルの計画と予算におけるジェンダー平等への対応の強化」「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するグローバルな規範、政策、基準の構築」を優先課題領域とし、世界、地域、国レベルでのジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた活動が促進されるようになりました。

2016（平成28）年には、国連は新たに「持続可能な開発目標（SDGs）」を設定し、2030年までのジェンダー平等の実現を目標の1つに掲げ、あらゆる場所で女性と女兒に対する差別に終止符を打つことをめざしています。

図表 世界の動き

年	世界
1975（昭和50）年	・第1回世界女性会議（メキシコシティ）
1976（昭和51）年	・「国際婦人年（国連婦人の10年）」始まる（～1985年）
1979（昭和54）年	・国連で「女子差別撤廃条約」を採択
1985（昭和60）年	・第3回世界女性会議（ナイロビ会議）
1993（平成5）年	・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択
1995（平成7）年	・第4回世界女性会議（北京会議）
2000（平成12）年	・国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク）
2005（平成17）年	・国連「北京+10」官僚級会合（ニューヨーク）
2010（平成22）年	・国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）
2012（平成24）年	・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関が発足
2016（平成28）年	・国連「持続可能な開発目標」の1つにジェンダー平等の実現を設定

(2) 国の動き

①「男女共同参画社会基本法」の制定及び「男女共同参画基本計画」の策定

わが国では、1999（平成 11）年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の形成促進に関する施策の総合的、計画的な推進に取り組んできました。また、2000（平成 12）年の「男女共同参画基本計画」の策定により、男女共同参画社会の形成に向けて 2010（平成 22）年までに取り組むべき施策の方向性が示されました。その後、「男女共同参画基本計画」は 2005（平成 17）年に第 2 次計画、2010（平成 22）年に第 3 次計画が策定されました。そして、2015（平成 27）年には、これまでの取組を評価・総括した「第 4 次男女共同参画基本計画」が新たに策定され、男女共同参画社会の実現が社会全体で取り組むべき最重要課題であることが改めて強調されました。

②「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）の制定等

2001（平成 13）年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）*では、国及び地方自治体の責務として配偶者暴力を防止するとともに、被害者の適正な保護を図ることが明示されました。DV防止法は 2004（平成 16）年、2007（平成 19）年、2013（平成 25）年の改正を経て、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても保護の対象となるよう範囲が拡大されました。また、近年は暴力の形態が多様化していることを踏まえ、DV防止法のみでなく、2014（平成 26）年の「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ防止法）*制定、2017（平成 29）年の「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）*改正、同年の性犯罪に関する改正刑法の施行等、あらゆる暴力の防止に向けた取組が推進されています。

※DV防止法は、2013（平成 25）年の改正により「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」から名称が変更されました。

③「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）の施行

2015（平成 27）年には女性が職業生活でその希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が施行されました。2016（平成 28）年からは従業員 301 人以上の企業には女性登用の数値目標を含む行動計画の策定と情報公開が義務付けられ、300 人以下の企業には努力義務が課せられるようになりました。また、この法律により、女性活躍推進に関する取組を行っている企業に対しての認定も行われています。

④「男女雇用機会均等法」の改正等

2016（平成 28）年には「男女雇用機会均等法*」が改正され、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設されました。同年には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）の改正や、「女性活躍推進法」が制定されたことで、仕事と子育ての両立支援を進め、男女共に子育てをしながら働き続けることができる雇用環境整備についても定められるようになりました。

⑤「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定

2018（平成 30）年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることをめざすこと等を基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定めるなど、自主的に取り組むよう努めること等を定めています。これにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することがめざされています。

第 4 次男女共同参画基本計画においてめざす社会

- 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きることのできる社会
- 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- 男女共同参画をわが国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

図表 国の動き

年	国
1977（昭和 52）年	・ 婦人問題企画推進本部が「国内行動計画」策定
1985（昭和 60）年	・ 「男女雇用機会均等法」制定（公布） ・ 「女子差別撤廃条約」批准
1987（昭和 62）年	・ 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定
1992（平成 4）年	・ 「育児・介護休業法」施行
1994（平成 6）年	・ 「男女共同参画審議会」を設置 ・ 「男女共同参画推進本部」を設置
1996（平成 8）年	・ 「男女共同参画ビジョン」を策定 ・ 「男女共同参画 2000 年プラン」を策定
1997（平成 9）年	・ 「男女雇用機会均等法」が改正
1999（平成 11）年	・ 「男女共同参画社会基本法」公布・施行
2000（平成 12）年	・ 「男女共同参画基本計画」策定 ・ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）施行
2001（平成 13）年	・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）施行
2004（平成 16）年	・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）改正
2005（平成 17）年	・ 「第 2 次男女共同参画基本計画」策定
2007（平成 19）年	・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」改正
2010（平成 22）年	・ 「第 3 次男女共同参画基本計画」策定
2013（平成 25）年	・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）改正
2014（平成 26）年	・ 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ防止法）制定

2015（平成27）年	・「第4次男女共同参画基本計画」策定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）施行
2016（平成28）年	・「男女雇用機会均等法」改正 ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）改正
2017（平成29）年	・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）改正
2018（平成30）年	・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」制定

（3）兵庫県の動き

兵庫県では、1978（昭和53）年に「兵庫県婦人行動綱領」を制定し、その後、1985（昭和60）年に「ひょうごの婦人しあわせプラン」、1990（平成2）年に「新ひょうごの女性しあわせプラン」が策定され、「男女共生社会の実現」をめざして様々な取組が進められてきました。1992（平成4）年には女性施策の展開拠点として「県立女性センター・イーブン」（2002（平成14）年4月に「兵庫県立男女共同参画センター・イーブン」に改称）が開設されるなど、組織体制の充実も図られました。その後、第4回世界女性会議（北京会議）を踏まえ、1996（平成8）年には「新ひょうごの女性しあわせプラン」の「後期実施計画」が策定され、より今日的な施策の展開が図られました。

2001（平成13）年には「男女共同参画社会基本法」に基づく新たな法定計画となる「兵庫県男女共同参画計画」（ひょうご男女共同参画プラン21）が策定されました。また、2002（平成14）年には「男女共同参画社会づくり条例」を施行し、男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進するために、県の施策の基本的事項が定められました。2006（平成18）年には、DV防止法に基づく「兵庫県配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」が策定され、2009（平成21）年には改正法を踏まえて改定し、男女共同参画社会に向けた施策を前進させてきましたが、その後、さらなる取組を展開する必要があるとして、2011（平成23）年3月、「新ひょうご男女共同参画プラン21」が策定されました。

また、県では活力ある地域社会を構成していくために、2015（平成27）年に「兵庫県地域創生戦略」を策定しています。この地域創生でめざす社会の基礎としても男女共同参画社会を推進する取組が必要となっています。

このようなことを前提として、2016（平成28）年には「ひょうご男女いきいきプラン2020」（第3次兵庫県男女共同参画計画）が策定されました。同プランでは、今後予測される社会情勢の変化や、県の男女共同参画に関する現状を踏まえ、人々の生活様式や意識・価値観の多様化にも対応しながら、さらなる取組を展開できるよう計画内容の見直しが行われました。

第3次兵庫県男女共同参画計画「ひょうご男女いきいきプラン2020」の重点課題

- すべての女性が活躍できる環境の整備
- 仕事と生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）の実現
- 家庭や地域における「きずな」の強化
- 安心して生活できる社会づくりの推進
- 次代を担う子どもや若者の育成

図表 兵庫県の動き

年	兵庫県
1978（昭和53）年	・「兵庫県婦人行動綱領」制定
1985（昭和60）年	・「ひょうごの婦人しあわせプラン」策定
1990（平成2）年	・「新ひょうごの女性しあわせプラン」策定
1992（平成4）年	・県立女性センター開設
1996（平成8）年	・「新ひょうごの女性しあわせプラン後期実施計画」策定
2001（平成13）年	・「兵庫県男女共同参画計画－ひょうご男女共同参画プラン21－」策定
2002（平成14）年	・「男女共同参画社会づくり条例」制定、施行
2006（平成18）年	・「兵庫県配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」策定
2009（平成21）年	・「兵庫県配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」改定
2011（平成23）年	・「新ひょうご男女共同参画プラン21」策定
2015（平成27）年	・「兵庫県地域創生戦略」を策定
2016（平成28）年	・「ひょうご男女いきいきプラン2020」策定

（４）本市の動き

2006（平成18）年3月に、社町、滝野町、東条町の合併により「加東市」が誕生しました。

2008（平成20）年に策定した「加東市総合計画」において、男女共同参画をまちづくりの基本目標（施策大綱）の中の「様々な絆が織りなす協働のまち」に位置付け、2009（平成21）年には「加東市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の施策を進めてきました。

2014（平成26）年には「第2次加東市男女共同参画プラン」及び「加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画」を策定し、女性と男性がお互いの人権を尊重しつつ、対等に責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現とあらゆる暴力の根絶をめざして取組を行ってきました。

2018（平成30）年度が「第2次加東市男女共同参画プラン」の最終年度となっていることから、2017（平成29）年8月に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し、その結果と2018（平成30）年3月に策定した「第2次加東市総合計画（前期基本計画）」を踏まえ、本計画を策定しました。

図表 本市の動き

年	加東市
2006（平成18）年	・加東市誕生
2008（平成20）年	・「加東市総合計画」で男女共同参画を基本目標の中に位置付ける
2009（平成21）年	・加東市男女共同参画プラン策定
2014（平成26）年	・第2次加東市男女共同参画プラン策定 ・加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画策定
2018（平成30）年	・第2次加東市総合計画（前期基本計画）策定
2019（平成31）年	・第3次加東市男女共同参画プラン策定 ・第2次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画策定

3 計画の性格

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定による本市の基本計画として策定します。そして、国の「第4次男女共同参画基本計画」、兵庫県の「ひょうご男女いきいきプラン2020」等、国や県の計画を踏まえながら、「第2次加東市総合計画（前期基本計画）」及びそれに関連する部門別計画（人権尊重のまちづくり基本計画、子ども・子育て支援事業計画、加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画等）と密接に関係をもった、本市の男女共同参画推進の基本的指針となるものです。

また、本計画の女性の職業生活における活躍の推進に関する施策（基本目標Ⅱ）については、「女性活躍推進法」第6条第2項の規定による市町村推進計画として位置付けます。

さらに、本計画は、男女共同参画社会の実現に向けて市が進むべき方向と取り組むべき課題を示し、そのための方策を明らかにするものです。これを実現するため、市民の主体的な参画と事業所、団体等の連携と協働による取組とともに、男女が共に家庭、学校、職場、地域等におけるあらゆる活動に自主的かつ積極的に参加・参画することを期待するものです。

4 計画の期間

本計画の期間は、2019（平成31）年度を初年度として、2023（平成35）年度を目標年度とする5か年の計画です。ただし、目標年度の期間中においても、国内外の動向や社会情勢の変動を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。